

新 旧 対 照 表

(新)

令和2年度高知県中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金交付要綱
(抜粋)

(趣旨)

第1条 ～ 第7条 略

(実績報告等)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで、(削除)知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、補助事業の完了の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

2 略

3 略

(附 則)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月23日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第10号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

3 略

別表第1 (第3条関係) 略

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(略)	(1) 新卒者 [看護師等養成所を卒業(准看護師を除く。)し、初めて就業する者、又は、卒業後の就業期間が1年未満の者]	(略)	(略)

(旧)

平成31年度高知県中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金交付要綱
(抜粋)

(趣旨)

第1条 ～ 第7条 略

(実績報告等)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで、正副2通を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、補助事業の完了の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

2 略

3 略

(附 則)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月20日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第10号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

3 略

別表第1 (第3条関係) 略

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(略)	(1) 新卒者 [看護師等養成所を卒業(准看護師を除く。)し、初めて就業する者、又は、卒業後の就業期間が1年未満の者]	(略)	(略)

	ア 研修受講者 1 人当たり <u>210,000</u> 円/月		
	イ 手当 1 人当たり 120 万円/年		
	(略)		

別表第 2 (第 5 条—第 7 条関係) 略

別記 第 1 号様式 (第 4 条関係)

補助金振込先

銀行名	支店名	口座番号	口座名義 (カナ)
		普通	
		当座	

別記 第 2 号様式～第 5 号様式 略

	ア 研修受講者 1 人当たり <u>205,000</u> 円/月		
	イ 手当 1 人当たり 120 万円/年		
	(略)		

別表第 2 (第 5 条—第 7 条関係) 略

別記 第 1 号様式 (第 4 条関係)

補助金振込先：金融機関名

支店

口座名義人 (カナ)

法人名

代表者名

口座番号 (種別：普通・当座)

種別： 番号：

別記 第 2 号様式～第 5 号様式 略